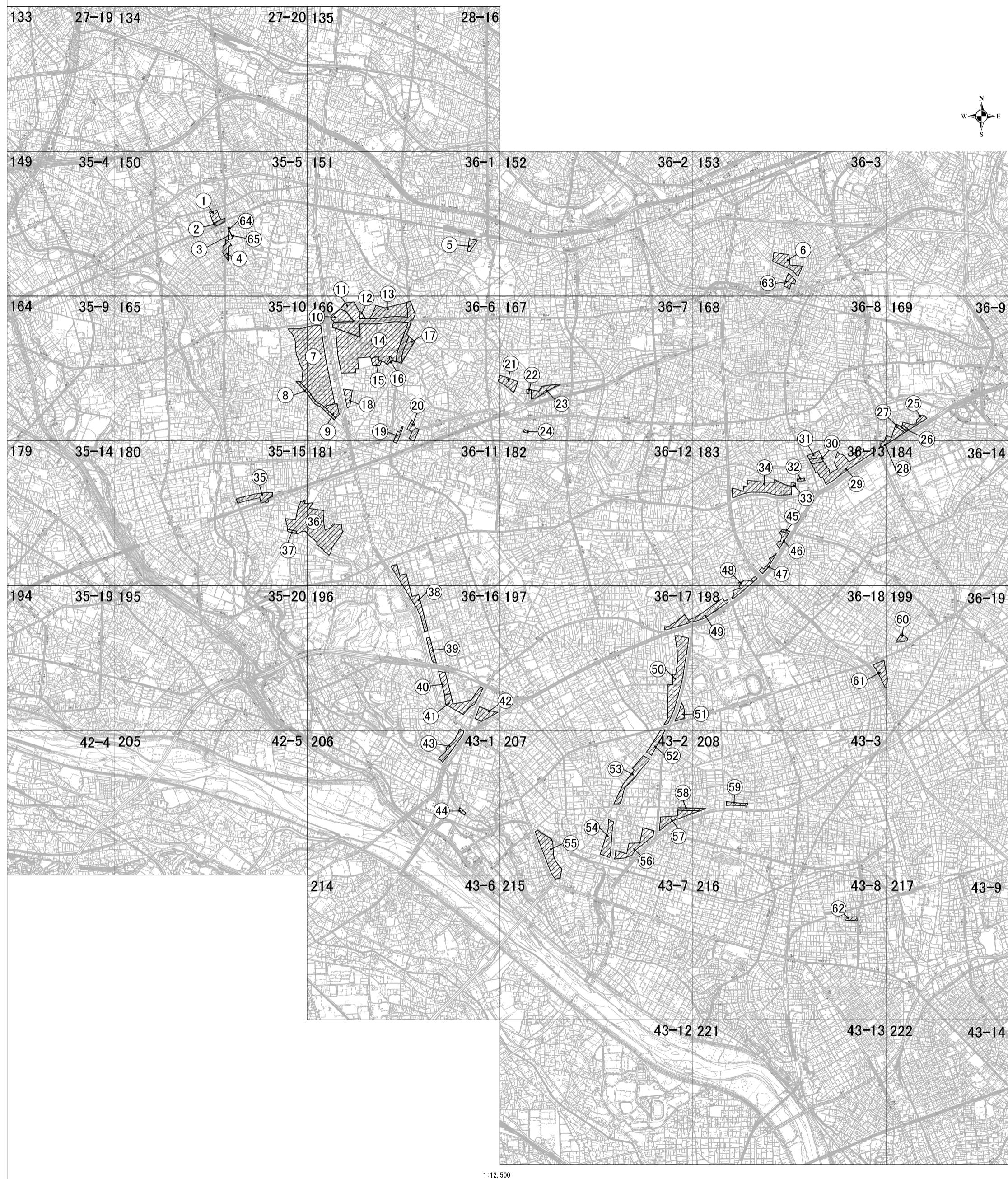


世田谷区 日影規制図総括図



世田谷区 日影規制

1 : 2, 500 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第4条関係図書（新旧対照図） 150

千歳烏山

33 - 5

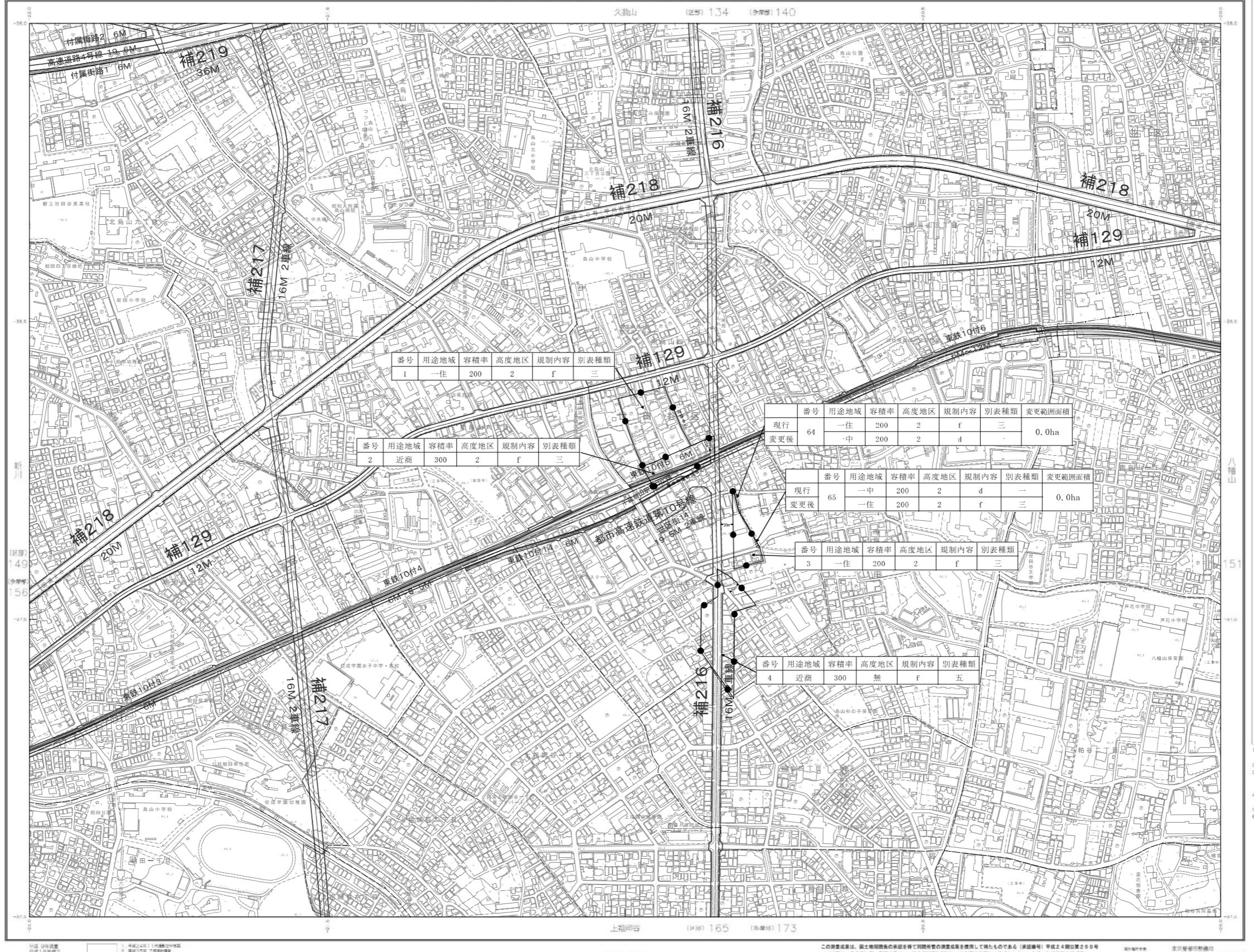
(1 X-1 D 34-3)

H29 - 3 - 14

名義山 (区) 134 (多摩) 140

新宿区	渋谷区	久我山 27-10	内藤山 28-15
新宿区	新宿区	新川 27-4	八幡山 26-1
新宿区	新宿区	ラッピュ 25-9	上野原 29-10
新宿区	新宿区	高崎 26-6	飛騨 28-6

凡例



平成24年8月度
平成25年7月度

1

1:2,500

この測量面積は、国土地理院長の承認を得て同該所管の測量結果を使用して得たものである（承認番号）平成24年開公第2号。この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都地籍課に500分の地圖を提出して作成したものである。無断複製を禁ずる。

59号 渋谷区代々木 東京都整備局
株式会社ニフドマップ東京

断化（力線の断続の上の力線）に対する興味
：小電流は、大電流の10⁴

私に対する極北の風景「極北開拓」は、「
1910. 8 年 倉橋光信著　新編『豊土社』
。西偏序 7 〇〇」

規制 内容	凡 例		測定値
	規制される日影時間	監査対象窓面からの水平距離	
5メートルを 超える距離	5メートルを 超える距離	10メートルを 超える距離	
c	5時 間以上	3時間以上	1.5m
d	3時間以上	2時間以上	
e	4時間以上	2.5時間以上	4m
f	4時間以上	3時間以上	

世田谷区 日影規制

1 : 2, 500 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第4条関係図書（新旧対照図） 153

篋塚

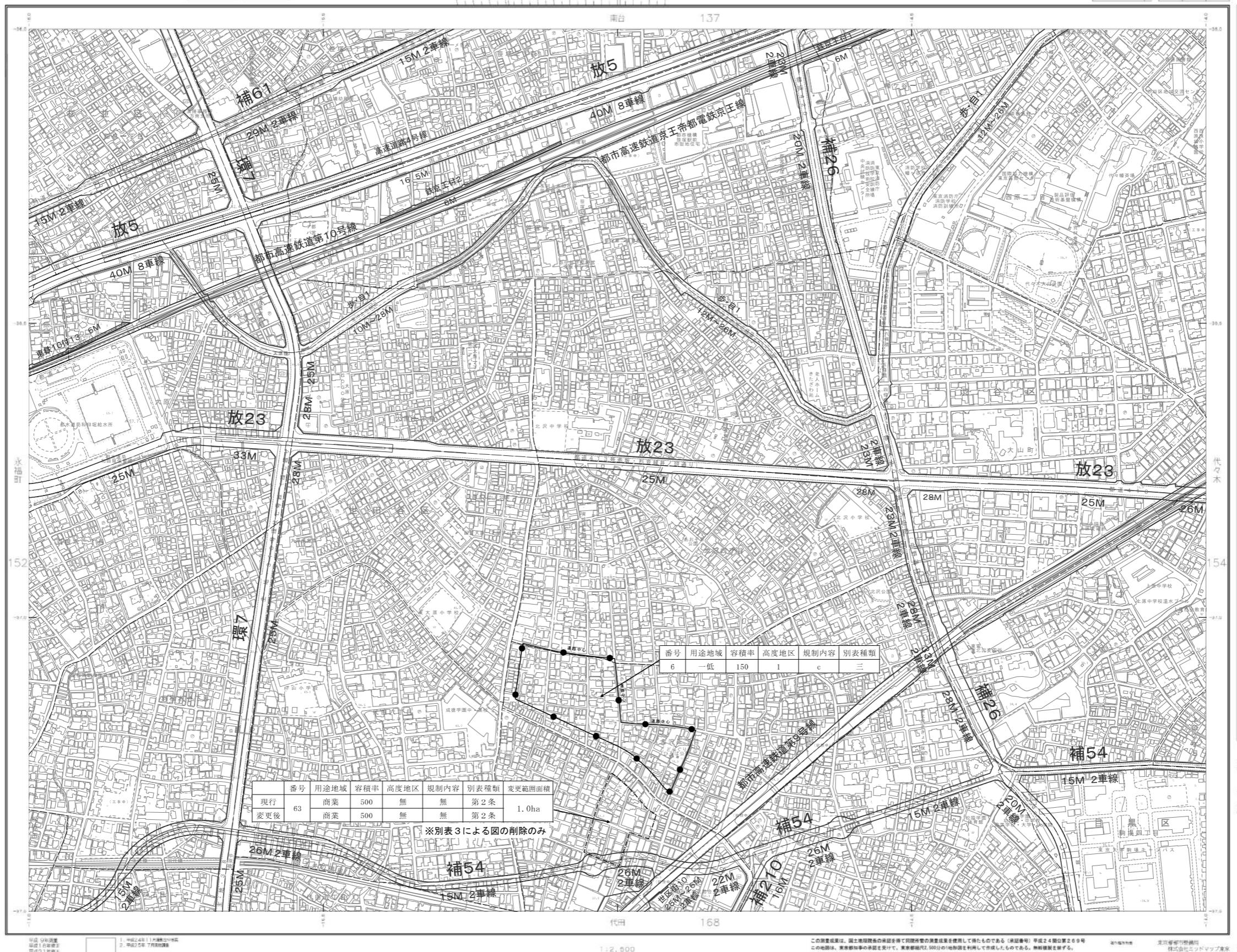
36-3

(1 X-1 D 36-1)

H29 - 2 - 14 / 道路網圖作成知見

新旧対照図) 153

凡例



平成19年調査
平成1台年総生
平成21年修正
平成22年修正

この測量結果は、国土地理院長の承認を得て同所管所の測量底図を使用して得たものである（承認番号）平成24年公第269号。この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都地税課500分の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）2都市基準第25号、令和2年6月4日（承認番号）2都市基準第110号、令和2年8月21日
（承認番号）2都市基準第18号、令和2年5月7日（承認番号）2都市基準第15号、令和2年7月13日

著者権利所有者 東京都都市整備局
株式会社ニッポンマップ東京
著作権・版権を有する者
子 方便化（方略の複数化）に対する指摘
毛少 算葉は、文、第 1 頁の 10¹
算葉はに対する指摘の箇所（前略）は、「

凡 例	
規制内容	規制される日影時間
	東大坂境界線からの水平距離
S4→トルを 規える範囲	10メートルを 超える範囲
c	5時間以上
e	4時間以上
ec	4時間未満
	測定直